

事 務 連 絡

平成23年3月11日

都道府県
各 指定都市 障害保健福祉主管部(局) 御中
中核市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
企画課自立支援振興室

3月11日に発生した「東北地方太平洋沖地震」により被災した
視聴覚障害者等への避難所等における情報・コミュニケーション
支援について

3月11日に発生した「東北地方太平洋沖地震」により被災した視聴覚障害者等に対する情報・コミュニケーション支援については、平成23年3月11日付事務連絡「東北地方太平洋沖地震」により被災した要援護障害者等への対応について」において万全の対応をお願いしているところです。

中でも視聴覚障害者等については、その障害特性から情報取得や他者とのコミュニケーションが特に困難な状況となることから、ボランティア等による支援やホワイトボード等の機材を使用した有効な支援の必要性が高くなります。

つきましては、避難所等における視聴覚障害者等に対する情報・コミュニケーション支援について、具体的な方法や配慮等の例を別添のとおり情報提供致しますので、避難所の設置期間の長期化が見込まれる場合には、特に視聴覚障害者等の状況・ニーズの把握に努めるとともに、ボランティアや関係団体等と連携を密にし、特段の御配慮をお願いいたします。

【問い合わせ先】

厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 企画課

自立支援振興室 障害者災害対策専門官 田口

〒100-8916

東京都千代田区霞が関1-2-2

TEL 代表 03-5253-1111 (内線) 3079

直通 03-3595-2097

FAX 03-3503-1237

E-mail masayuki-taguchi@mhlw.go.jp

避難所等における視聴覚障害者等に対する情報・コミュニケーション支援について(例)

・避難所等において、視聴覚障害者への理解を求める。
 ・視聴覚障害者に対する情報・コミュニケーション支援への協力を呼びかける。

視覚障害

聴覚障害

安否の確認
 被災地域の要援護者を確認

・放送やハンドマイク等を使用し、避難所及び周辺地区で、声をかけて確認。

・プラカードを使用し、避難所及び周辺地区で確認。「聞こえない人はいませんか？」など
 ・手話通訳者、要約筆記者などは腕章等を着用。「手話できます」「耳マーク」の活用など

ニーズの把握
 障害特性に応じた支援内容

・障害の程度(全盲・弱視など)や情報取得方法(点字・音声・拡大文字など)等を確認し、必要な支援を把握する。

・障害の程度(聞こえの状態など)や情報取得方法(手話・文字・補聴器など)等を確認し、必要な支援を把握する。

関係者との連携
 避難所等における活動

・行政、視覚障害者協会、視覚障害者情報提供施設、保健師等が連携し、ボランティアを効果的に活用する。

・行政、聴覚障害者協会、聴覚障害者情報提供施設、手話通訳者、要約筆記者、保健師等が連携し、ボランティアを効果的に活用する。

避難所の説明
 トイレや風呂、配給場所など

・ボランティア等を活用し、場所や使用方法、状況の変化などを適切に伝える。

・ボランティアやホワイトボード等を活用し、場所や使用方法、状況の変化などを適切に伝える。

情報の共有
 食料・救援物資の配給など

・放送やハンドマイク等を使用し、必要に応じて個別に対応する等、最新の情報を確実に伝える。(悪い例:「張り紙を見て下さい。」など)

・プラカードやホワイトボード等を使用し、必要に応じて個別に対応する等、最新の情報を確実に伝える。(悪い例:「1時の放送を聞いて下さい。」など)

機材・物品
 共用品・消耗品の手配など

・ラジオ
 ・テレビ(解説放送)
 ・乾電池(ラジオなど) 等

・テレビ(字幕・手話放送)
 ・ホワイトボード(設置型、携帯型)
 ・補聴器用電池 等